

利用申請について

2023年度申請についての情報です。

申請方法

利用申請は自然科学共同利用・共同研究統括システム(NOUS)より電子申請にて行います。

それ以外の申請（メンバー管理、リソース追加、専有利用、接続に関する物等）はメールにて受け付けています。（お問い合わせ）

利用料金

利用料金は、差し当たり徴収しませんが、予算の関係上、場合によっては、消耗品等を何らかの方法で、利用者に負担して頂くことがあるかもしれません。

申請種別

■ 利用申請（利用を始める際の申請）

利用種別	利用期間	申請期間	説明
施設利用			所外（自然科学研究機構岡崎三研究所もしくは自然科学研究機構生命創成探究センター以外）のグループ。 所外の方は、通常この利用区分になります。
	年度	随時	施設利用(A)：申請点数が80,000点の申請
		12月頃	施設利用(B)：申請点数が80,000点を越える申請（上限値は36,000,000点）
後期	6月頃	施設利用(B)：申請点数が80,000点を越える申請（上限値は18,000,000点） 施設利用(A)として既に許可されているグループも申請できます。詳しくは、下記「施設利用(A)から施設利用(B)後期への移行」をご覧ください。	
所内利用	年度	随時	自然科学研究機構岡崎三研究所（分子科学研究所、基礎生物学研究所及び生理学研究所）もしくは自然科学研究機構生命創成探究センターに所属する職員のグループ。 所内の方は、必ずこの利用区分になります。
ライブラリ開発	年度	随時	計算科学研究センターを使ってライブラリ開発を行う事が決まった後に行う申請。 新しいプログラムの開発、分子科学・生物化学・物理学・数値計算・数式処理などで用いられる汎用性の高いプログラムやデータベースの開発・整備・移植を、通常の計算機の利用課題とは別枠で、ライブラリ開発課題として受け付けています。ライブラリ開発課題を申請されますと、一般課題（所内、施設利用）とは別に、点数、ファイル容量を割り当てます。必要であれば旅費、謝金の支給も可能です（ただし、謝金は修士以上の学生のみ）。許可には、成果物（プログラムなど）の提供が前提となります。

施設利用(A)から施設利用(B)後期への移行

施設利用(A)の利用中において、後期受付の施設利用(B)を申請する事で、施設利用(B)へ移行することが出来ます。

下記の注意点に留意頂き、申請してください。

- ・ 課題名は施設利用(A)のものと同一にしてください。
- ・ グループの目的・研究内容及び実施計画には、施設利用(A)から施設利用(B)への変更理由等を含めて記述してください。
- ・ 移行後の割当点数や使用点数は、施設利用(A)の点数+施設利用(B)の点数となります。

申請の注意点

計算機使用時間やファイルを共用することにより、大型プロジェクト研究の実行を容易にするように考えられていますが、利用点数割り当ての公正さを保つため、及びセンター事務作業の省力化のため以下のルールの厳守をお願いします。

1. センターの利用は、利用申請ごとのグループを単位として行われます。
 - グループは一名の提案代表者と場合によっては複数のメンバーからなります。
2. 課題名は変更不可
 - 課題名は利用期間中に変更出来ませんので、具体的であるとともに包括的なものにしてください。
3. 複数の申請は不可
 - 施設利用において、同一研究室からの申請は1つにまとめてください。
4. 複数のグループへの所属は不可
 - 施設利用及び所内利用においては、同一研究者が複数グループに所属することは認められません。
5. 類似申請の不可
 - 施設利用と他の利用種別の申請において類似研究課題についての重複は認められません。類似かどうかの判定は、共同研究専門委員会と計算科学研究センター運営委員会が行います。同一研究者が重複して（代表者あるいは共同利用者として）含まれる場合には、課題間の関連性、独立性について申請書に明記してください。